

常勤監事 行動規範

1. 常勤監事は、法令、定款等及び総代会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
2. 常勤監事は、理事及び理事会から独立して指揮命令を受けず、付与された権限を適切に行使し、会計監査に加え業務に関する監査を実効的に実施しなくてはならない。
3. 常勤監事は、理事会その他重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べるなど、理事の職務執行状況について適切に監査を行わなくてはならない。
4. 常勤監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令・定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく理事会に報告しなくてはならない。
5. 常勤監事は、理事の法令・定款違反行為により、組合に著しい損害が生じるおそれがあると認めるときは、当該行為を阻止するため、適切な措置を講じなくてはならない。